

融研会報

2012年2月号



● 相談室から

複数の保証人による代位弁済と債権証書

● 融法Movement (行方洋一)

犯罪収益移転防止法施行令・施行規則等の一部改正（案）

● 金融判例紹介 (吉岡伸一)

民事再生手続が開始した後も
手形に対する商事留置権を主張することができるか？

● 連載 融資実務における登記のポイント (鈴木龍介)

第8回 M&Aと登記

● 情報交流勉強会のご案内

～アンケートで他の金融機関の考え方を調査～

● 事務局からのお知らせ

一般社団法人 金融財政事情研究会

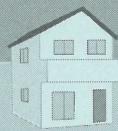
融資問題研究会

〒160-8519 東京都新宿区南元町 19

(相談室) TEL (03) 5368-5955

(事務局) TEL (03) 5368-5956

FAX (03) 5368-5988



連載

融資実務における登記のポイント

第8回 M&Aと登記

司法書士法人鈴木事務所 司法書士 鈴木龍介

1. M&Aとは

M&Aとは、Mergers and Acquisitionsの略称で、直訳すると「合併と買収」となりますが、一般的には合併や買収だけでなく、資本参加や業務提携も含まれるとされています。M&Aは上場企業をはじめとする大企業を中心に行われることが多いという印象がありますが、近年では、中小企業においても活用されるようになってきています。

M&Aにおける会社法上の手法としては、①合併等のいわゆる組織再編、②事業譲渡、③株式譲渡等によるものがあります。登記は、その完結点として重要な位置を占めることが少なくありません。

2. M&Aと商業登記

商業登記は、商取引における会社の重要事項を開示する制度であり、会社法の秩序維持のシステムと評価することもできます。会社にとって重要なアクションであるM&Aについても、その手法に応じて商業登記を行うことになります。

(1) 組織再編

会社法における組織再編を活用した場合には、原則として組織再編した旨の登記を行うことになります。たとえば吸収合併の場合には、存続会社において合併をした旨、消滅会社において合併により解散した旨の登記を行います。その他、組織再編に伴って、役員や商号・目的等の変更をする場合にはそれらの登記を行うことになります。

(2) 事業譲渡

事業譲渡自体に関しては、商業登記を行う必要はありません。ただし、事業譲渡の受け皿となる会社の設立や、各当事会社が事業譲渡に伴って役員や商号・目的等の変更をする場合にはそれらの登記を行うことになります。

(3) 株式譲渡等

株式譲渡自体に関しては、商業登記を行う必要はありません。ただし、事業譲渡と同様に、株式譲渡の受け皿となる会社の設立や、各当事会社が株式譲渡に伴って役員や商号・目的等の変更をする場合にはそれらの登記を行うことになります。なお、新株式を発行するような事案では、募集株式の発行等の登記が必要になる場合があります。

3. M&Aと不動産登記

M&Aに伴い不動産の権利について異動が生じるケースは少なくありませんが、次の例のように多くの場合で不動産登記が必要になります。

(1) 所有権

不動産を所有していた会社が消滅会社として他の会社に合併される場合や、事業譲渡をする際に事業の一部として不動産が含まれる場合には、不動産の所有権移転登記を行うことになります。

(2) 担保権

担保権の債権者に異動があるような場合には、抵当権等の移転登記を行うことになります。また、債務者に異動があるような場合には、抵当権等の債務者の変更登記を行うことになります。